

令和6年3月1日から適用する公共工事設計労務単価及び
設計業務委託等技術者単価に係る特例措置について

1 特例措置の概要

新労務単価の決定に伴い、令和6年3月1日以降に契約を締結する工事及び業務委託のうち、令和5年度公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価（旧労務単価）を適用して予定価格を積算しているものについては、受注者の請求に基づき、令和6年3月1日から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価（新労務単価）により算出された請求代金額に契約変更を行う。

2 対象工事等

契約管理課又は工事担当課で執行する建設工事及び建設関連業務委託の見積・入札案件において、旧労務単価を適用して予定価格を積算し、令和6年3月1日以降に契約を締結した工事及び建設関連業務委託であること。

3 契約金額の変更の協議

(1) 受注者からの申請

受注者は、契約金額の変更を請求する場合、当該案件における工期の終期の日から数えて1か月前まで（工期が45日間より短いものは、工期の終期の日から数えて10日前まで）に、別紙様式2を発注者に提出しなければならない。

(2) 変更金額の算定

変更後の請負代金額 = 新労務単価及び当初契約時点の物価により積算した予定価格 × 落札率

(3) 変更手続き

契約変更の手続きについては、建設工事執行規則、各種契約約款及び建設工事設計変更事務取扱要領を参照すること。

4 その他

令和6年3月1日より前に締結された契約においては対象案件としない。ただし、人件費等が大部分を占め、受注者から特段の事情が示され、市として受容できるもので双方合意の上の変更契約の協議を妨げるものではない。